

海老名市教育委員会

(平成30年 1月 定例会議事日程)

日時 平成30年1月19日(金)

午後2時00分

場所 海老名市役所703会議室

教育長報告

日程第 1 議案第 1 号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

日程第 2 議案第 2 号 海老名市部活動方針の決定について

日程第 3 議案第 3 号 海老名市立図書館指定管理者制度の継続について



海老名市教育委員会

平成30年 1月定例会

◇教育長報告

1 主な事業報告

- 12月22日（金） 教育委員会12月定例会
第二学期終業式
あいさつ運動（柏ヶ谷小）
社会教育委員会議
- 23日（土） 心のバリアフリー2017
- 25日（月） 安全監視員研修会
- 26日（火） 転任希望者面接
- 28日（木） 仕事納め
教育委員会施設巡視

平成30年

- 1月 4日（木） 仕事始め式
臨時最高経営会議
教育委員会賀詞交換会
週部会
- 5日（金） 市長年頭記者会見
- 7日（日） 成人式リハーサル
- 8日（月） 成人式
- 9日（火） 第三学期始業式
あいさつ運動（中新田小）
- 10日（水） 週部会
1月校長会議
- 11日（木） 4市教科書担当者会議
臨時最高経営会議
海老名市議会議員賀詞交換会

- 12日（金） 総合教育会議部内打合せ
東柏ヶ谷小調理員面談
教育委員会歓送迎会・賀詞交歓会
- 13日（土） 単P会長会
- 14日（日） 海老名市消防出初式
- 15日（月） 英語朝会（杉本小）
部内予算内示報告
海老名市文化団体連合会新年会
- 16日（火） 平原先生叙位叙勲伝達式
総合教育会議市長打合せ
有馬中学校学校運営協議会
- 17日（水） 週部会
初任者授業参観（大谷中）
太田市交流演奏会打合せ
海老名警察署武道始式
現職教育運営協議会
海老名警察署員を励ます会
- 18日（木） 1月教頭会議
- 19日（金） 教育委員会1月定例会
用務員会議
初任者授業参観（杉久保小）
校長教頭合同懇賀詞交換会
海老名市医師会新年会



2 教職員への便りについて

※別添資料

2018年、平成30年、新しい年のスタートということで、私が、日頃から大切にしていることを述べてみたいと思います。

それは、人とのつながり、かかわりです。

宮城県生まれの私が、海老名で、教育部のみなさんと出会い、ともに時間を過ごすということは、奇跡に近いと感じています。学校に勤めていた時の子どもたちとの出会いもそうでした。教育委員さん方との出会いもそうです。

また、この職に就いて、様々な教育施策を展開する中では、多くの人に自分の考えや思いを伝えることが大切だと思いました。

そこで、平成26年4月から、教職員への便りを毎月発行しています。一方通行の声かけですが、その時々考えや思いを伝えています。

教育委員のみなさんには、もっと早く、この便りのことを伝えなければならなかったとは思いますが、ここで、いくつかの便りを紹介します。

今後は、定例会の度に、前月の教職員への便りを教育長報告に添付させていただければと思います。

なお、教育部のみなさんには、週2回程度の便りと週1回の週部会での便りを出しています。部の職員への100号でタイトルを変えて、今朝、5タイトル目の42号を出したところです。

このことについては、今後も続けていきたいと思っています。

どうも、私は、いくつになっても、私の仕事の手法は、学級担任をしていたころの子どもたちとのつながりやかかわりが原点にあって、そこから、あまり進歩していないようです。

以上でございます。





平成26年4月18日

海老名市立小中学校
教職員のみなさんへ

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文康

教育長だより 『いがすたいがすた』の発行について

平成26年度の新学期が始まって二週間が過ぎました。年度初めの忙しさの中ではありますが、学校は、学級は順調にスタートしたことでしょう。今年度も、一年、海老名の子どもたちのためにみなさんの力を発揮していただきますようよろしくお願いいたします。

さて、今年度より、職として教職員のみなさんに月1回程度の回数で私の考えや思いを伝えるために、教育長だより『いがすたいがすた』を発行することとしました。一方通行のたよりとなりますが、お読みいただければ幸いです。また、ご意見等がありましたら、教育総務課宛ご連絡いただければと思います。

『いがすた』とは、私の生まれた地方の表現で『よかった』という意味です。教育活動は、毎日毎日、大変ですが、うれしい出来事もたくさんあって、一日の終わりに、一週間の終わりに、一学期の終わりに、一年の終わりに、『いがすたいがすた』＝『よかったよかった』と締めくくり、子どもたちにかかわる日々感謝して、次に進んでほしいという思いです。

年度始めは、新しい子どもたちとの出会いや、担当学年や職務分担が変わったり、学年集団が変わったりして、それだけで疲れるものです。特に、新採用者や異動者にとっては、新しい環境に慣れることは、それだけで大変なことです。気が張っていて、自分でも気がつかないうちに疲れがたまっているものです。健康には充分にご留意ください。

それでは、一年間どうぞよろしくお願いいたします。

⇒裏面





いがすたいがすた

教育長だより第 1 号

H26. 4. 18 伊藤 文康

桜の花が舞う中での始業式、入学式から 10 日あまりが過ぎました。忙しさの中あっという間でしたが、いろいろなことが次々あって、なんか、ずいぶん前のことのように感じますが、みなさんはいかがでしょう。

市役所の周りの木々は、枝の先をやわらかそうな黄緑色の葉っぱで装いはじめ、早々と初夏の準備をしているようです。私は、木々が体全体に若葉をまとうゴールデンウィークを楽しみに、がんばって、毎日の職務を果たしているところです。

「ひとりひとりを大切にすること」

みなさんの目の前には、たくさんの輝かしい奇跡の命が生きています。そして、それはご家族にとっては、かけがえのない愛おしい命です。

そう考えると、教育活動の中で、子どもたちひとりひとりを大切にすることは、当たり前のことであり、逆に、そうでないとしたら教育の場ではどうなんだろうと思うのです。

ひとりひとり子どもはちがいます。形や色がちがい、ひとりとして同じ子どもはいません。特別支援教育の領域では、以前から個別教育支援計画を立て、保護者と共通理解を図り、ひとりの大切な子どもの指導・支援を行っています。ひとりひとりの特性がちがうのですから当然のことです。

通常学級ではどうでしょう。もちろん学級の子どもの在籍数がちがいますから、ひとりひとりの詳細な個別の指導・支援の計画を立てるのは、費やす時間や労力を考えると困難です。

しかしながら、ひとりひとりを大切にするという視点から、教育活動を捉えることを、常に、心がけるべきであると考えます。

杉久保小学校で体育主任をしていた時、運動会の全体練習を指揮していました。開会式の退場が駆け足で、列をそろえるように厳しく声を発していました。するとある先輩が朝礼台の近くにやってきて、「体の状態でうまく走れない子もいるのに、そんなにきれいに揃えたかったら歩かせれば。」と言われました。私は、ハッとしました。恥ずかしくなりました。私は、指導という名目で、自分の側からの視点だけで子どもの活動の在り方を判断して、本当に大事にしなければいけないことを見失っていました。

ひとりひとりの子どもをよく理解し、保護者の思いをくみ取れない指導・支援は、教育活動ではあってはならない過ちを犯すことがあります。

「教育は、ひとりひとりを大切にすることから始まると私は思うのです。」



いがすたいがすた

教育長だより 第 10 号

H27. 1. 8 伊藤 文康

新年あけましておめでとうございます。

2015年、平成27年もよろしく申し上げます。

第三学期は、年度のまとめと新年度の準備があり、忙しい毎日となります。特に、第6学年、中学校第3学年のみなさんは、卒業、進路に向けて、子どもたちがたくさんの思い出と希望を心に抱いて次への一歩が踏み出せるように、力を尽くしていただきたいと思います。

さて、第二学期末は、数校でインフルエンザが流行の兆しを見せました。子どもたちの健康管理とともに、みなさんご自身の健康管理に十分に気をつけてください。

今年も、ともに、力を合わせてがんばりましょう！



「新たな気持ち」

私は、冬の時期、晴れていれば、ほとんど毎日、市役所の5階から日の出を見えています。

初日の出は、子どもの頃から元朝参りとして、南三陸の太平洋から昇る朝日を拝んでいました。今年も伊豆の海から昇る初日の出に、「新たな気持ち」をつぶやきました。

新しい年や一日は、朝と夕に、生まれ変わる、自分をよりよく変えるチャンスを与えてくれます。チャンスは誰にでも平等に与えられるのです。私は、同じ失敗を何度も繰り返し、うまくいかないことが多々ありますが、それでも、性懲りもなく、毎日、毎年のチャンスに「新たな気持ち」でがんばろうと思うのです。

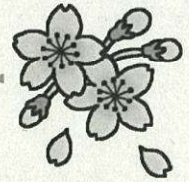
みなさんはいかがでしょう。子どもたちはいかがでしょう。

今年は何を目標にするのでしょうか。今日は何をがんばるのでしょうか。

みなさんは大人ですから、私と同じように、これまで多くの、うまくいかないことや失敗を積み重ねていることでしょう。しかし、命がある限りは、繰り返しながらもよりよくしようと挑戦することでしょう。そして、うまくいかないことや失敗なんか大丈夫！ということを知っているでしょう。

目の前の子どもたちに伝えてほしいのです。「新たな気持ち」で前向きに、毎日、毎年を生きることの大切さを伝えてほしいのです。

今年がみなさんにとって楽しく充実した一年でありますように。



いがすたいがすた

教育長だより第 1 号

H27. 4. 7 伊藤 文康

始業式、入学式はいかがだったでしょうか。
今年は何学年の担当になったのでしょうか。
子どもたちの様子はどうかだったでしょうか。
また、春から春まで四季をめぐる学校の一年が始まります。

4月の教室には、よく子どもの今年の目標が掲示されています。なかには、教員も自分の目標を書いて掲示してあるのを目にします。

あなたの今年の目標はなんでしょうか。
子どもに目標を記入するカードを配り、書かせる前に、あなたの今年の目標を子どもにしていねいに話してみたいかでしょうか。
はじまりは、誰にとっても同じです。

それでは、今年もよろしくお祈りします。
ともに、子どもたちのためにがんばりましょう！



「やる気まんまん」

子どもたちは、新しい学校、新しい学年、新しい学級、新しい担任・担当に不安です。でも、心の中は「やる気まんまん」であることが多いようです。というより、「やる気まんまん」でがんばろうという気持ちはあるのですが、ちょっとした不安がそれをジャマしているのです。

4月当初の教員の仕事は、様々な事務仕事に追われますが、子どもの心の中から「やる気まんまん」を引き出すことです。

やっぱり、おれはダメだと言いふらす子どもだって、実は、チャンスを待っていて、自分をよりよく変えようとひそかに思っているのです。そんな子どもに、「学年が進んでも、やっぱりダメだなあ。」なんて声は、やる気を消してしまいます。子どもの心を知る第一歩は、自分に置き換えて考えてみることです。自分がそう言われたら？ そうすると、どんな声かけが子どもの「やる気まんまん」を引き出すかがわかります。

新学期、子どもとみなさんでいっしょに、学校全体で「やる気まんまん」スタートです。



いがすたいがすた



教育長だより第 9 号

H28. 1. 26 伊藤 文康

第三学期がスタートして、2週間が過ぎました。

子どもたちの様子はいかがでしょう。暖冬とはいえ、ここに来て冬らしい寒い日が続きます。18日は、雪への対応、子どもたちの登校指導、ありがとうございました。そして、インフルエンザが流行し始めました。子どもたちと、何よりみなさんご自身の健康管理にご留意ください。

さて、1月も過ぎようとしています、年の始めですので、本年も一年よろしくお祈りします。

みなさんにとって、すばらしい一年でありますように、心よりお祈り申し上げます。

私は、震災後、母といっしょに暮らすようになり、年末年始は、仕事を忘れて、母とのんびり、ゆっくりと過ごすようにしています。仕事は仕事として、自分自身の生き方を、伊藤文康として思い、考える時間を大切にしようと心がけています。

みなさんにも、教職員として多忙な日々を繰り返すことですが、ご自身の人生として、より充実した日々が過ごせるように、自分の時間を大切にしてほしいと思います。そして、健康で過ごしてほしいと思います。

あらためて、あなたにとって、すばらしい一年でありますように！

よろしくお祈りします。

「仲間」

4月からスタートして、10カ月もすると、学級の子どもたちが「仲間」になります。

友だちとはちがって、それぞれの思いや考え、性格などがちがっても、たとえそれが正反対でも、同じ時間や経験を共有することで「仲間」になります。



もちろん、お互いに、その違いを認め、受け入れることで、その意識は深くなりますが、同じ空間で過ごすことだけでも「仲間」になります。

どうでしょう。目の前の子どもたちは、10カ月を過ぎて、どんな「仲間」でしょうか。成長する子どもたちにとっては、この365日は、大切な一年間です。学年のまとめにむけて、よりよき仲間を作り上げてほしいと思うのです。よろしくお祈りします。

そして、みなさんもお互いに、よりよき仲間でありますことを。



いがすたいがすた



教育長だより 第 1 号

H28.4.14 伊藤 文康

平成28年度第一学期始業式・入学式から一週間が経ちました。

みなさんの目の前の子どもたちの様子は、いかがでしょうか。

学級集団が変わると、その集団に慣れるまで、子どもたちなりに大変な思いをして学校生活を送ります。

大人であるみなさんでさえも、異動すると、新しい学校に慣れるまで、知らず知らずのうちに気を遣い、疲れることでしょう。そこで、早く慣れなければと、無理をすると、連休明けにどっと疲れが出たりするものです。

子どもたちも同様なのです。

4月当初は、忙しい時期ではありますが、子どもたちひとりひとりの様子をよく観察してください。集団にうまく馴染めない子はいないか、逆に、無理をして張りきりすぎている子はいないかと。

焦ることはありません。4月いっぱいをかけて、子どもたちに安心感を与える中、ゆっくりとていねいに集団（学級）作りに取り組んでほしいものです。

それでは、みなさん、今年度も月1回程度、私のたよりを発行いたしますので、一年間、よろしくお祈りします。

『大切な命を預かる』

先週、海老名中学校と社家小学校の入学式に出席しました。

私の横に、新入生が座っていました。中学生は、制服姿が凛々しく感じられました。小学生は、どの子も可愛らしく感じられました。どちらの学校も、多くの保護者、ご家庭の方々が後ろに座っていて、この方々がこれまで育ててきた「大切な命を私たちは預かる」のだということを実感しました。



教育は、よりよい人格形成、よりよい集団形成のために、子どもたちを導くという意味合いから、子どもを指導することそのものが教育であると言えます。しかし、指導という行為の中では、「大切な命」という大前提に意を注ぐことを忘れてしまい、ねらい達成のために、熱意を持って指導にあたることもあり、これが無理な指導に陥る場合があります。

私は、これまで何度も失敗してきました。

年度の始め、あらためて、子どもの「大切な命を預かる」私たちは、ひとりひとりを真に大切にすることというのはどういうことなのかを、再度、思い考える必要があると、私は思うのです。



いがすたいがすた

教育長だより 第 9 号

H29.1.10 伊藤 文康

明けましておめでとうございます

いつもより長い冬休みが終わって、今日から、いよいよ、第三学期が始まりました。

久しぶりに顔を合せた子どもたちの様子はいかがでしょう。みんな、元気に登校してきたでしょうか。

みなさんはどうでしょうか。冬休み、ゆっくり休めたでしょうか。心と体の充電はしっかりできたでしょうか。

ここから三ヶ月は学年のまとめに向けて、小6、中3は卒業・進路に向けて、子どもたちは、みなさんのていねいな指導・支援を必要としていますので、よろしくお願いします。

さて、みなさんは、今年はどんな年にしたいと思っているのでしょうか。

私としては、新年にあたり、あらためて、みなさんには、子どもたちとともに、充実した毎日を過ごしてほしいと願うところです。

そして、何より、みなさんの健康を願っているところです。

今年も一年、ともにがんばりましょう！

『お互いに支えあって』

私たちは、子どもたちに、学級づくりの中で、集団としての経験を積ませる中で、協力して、助け合って、お互いに支え合って生活すること、課題解決をすることを学ばせます。

私は、そんな経験が乏しかったのか、大人になっても、自己主張と協調性の狭間で葛藤します。

でも、結論は、子どもたちにとって、同僚にとって、私はどうあるべきかということが、自分の選択の基準となります。

私たちは大人ですから、これまでの経験や学んだことから、それぞれの思いや考えがありますが、それを認めたいうえで、自分はそこでどうあるべきかを判断します。

プロとして学校運営を行う上では、お互いを認め尊重したいうえでの、共通理解が必要となります。そして、お互いに支え合って仕事をするのが大切です。

今年も、子どもたちの手本として、お互いに支え合う教職員であってほしいと思うのです。よろしくお願いします。





いがすたいがすた

教育長だより 第 1 号
H29.4.11 伊藤 文康

一年間 よろしくお願ひします。

みなさんの目の前の子どもたちの様子はいかがでしょう。

入学して、進級してもうすぐ一週間、ひとりひとり、学校に、学級に馴染んでいるでしょうか。

みなさんは、どうでしょうか。異動者、新採用者のみなさんは、どんな気持ちでしょうか。

学級で一年間の仲間づくりが始まるように、職員室でも、みなさんの仲間づくりが始まります。

先ずは、心遣いと声かけが大切です。

そして、忙しい中でも、充分に話し合うことが必要です。お互いの思いや考え方を理解し、それでも、共通理解して、日々の教育活動を展開してほしいと思います。

みなさんひとりひとりが安心して、気兼ねなく過ごせる職員室であってほしいものです。

学級づくりと職員室づくり、一年間よろしくお願ひします。

『どんな気持ち』

始まりの時、子どもたちひとりひとは、「どんな気持ち」でそこにいるのでしょうか。

自分の今と重ねて、子どもの頃を思い起こして、あれこれ思い、理解してほしいと思います。

例えば、多くの子どもが、新しい学校、新しい学年ということで、今年は、今年こそは「がんばろう！」とありますが、中には、心配事がある、その不安が大きすぎて、みなさんの指導・支援にたえられない子どももいたりします。

みなさんもそうでしょうが、自分が今「どんな気持ち」がわかってもらうだけで安心するものです。そして、前向きな気持ちになるものです。

学年の始めの忙しい時期ではありますが、ひとりひとりの子どもの様子をよく見てほしいものです。

「私はあなたをちゃんと見ていますよ。」と声かけやしぐさで表現してほしいものです。

「どんな気持ち」か、先ずは、みなさんと子どもひとりひとりとのたて糸をつなぐことから、学級づくりは始まります。



いがすたいがすた

教育長だより 第5号

H29.9.12 伊藤 文康

第二学期が始まり、2週間が過ぎたところです。

目の前に子どもたちの様子は、どうでしょうか。

みなさんご自身の調子はいかがでしょう。9月に入り、日ごとの、一日の気温の差が大きくなりました。季節の変わり目であるとともに、夏の疲れが出てくる頃でもあります。体調管理に十分にご留意ください。

十分な睡眠と食事、そして、困ったことは直ぐに誰かに話を聞いてもらう、相談することが大切です。だいじょうぶですか。

みなさん、今学期もよろしくお願いします。

先日、近隣市で、中学3年生が自ら命を絶つということがありました。私は、本市でも、同様のことがいつ起きても不思議ではないと思っています。子どもひとりひとりの心の動きや変化をすべて把握することはできないことです。しかしながら、自分に置き換えると、辛いときや悲しいときは確実にあり、さまざまな声に救われることがあります。

因果関係がそこにあるということではなく、私たちの仕事のひとつは、普段から、目の前の子どもたちを注意深く見つめて、声をかけることではないかと思うのです。

そして、ご本人、ご家族、学校関係者、友だちたちの深い悲しみを想うのです。どうでしょう。考えてみてほしいです。

『安心』

子どもたちも、私たちも、不安や心配事を抱えて過ごしています。

夏休み明け、底抜けの明るい顔で学校に戻ってくる子どもたちも、だいじょうぶかなあと心の端っこで思っていて、中には、始業式前になると緊張して、生活リズムがうまく保てない子どももいます。

みなさんも自分に置き換えてみるとわかることでしょう。

私は、家に帰って母親とズーズー弁で話していると安心します。休みの日に好きなことして過ごすと安心します。仕事場で総務課の人たちと話していると安心します。田舎に帰って故郷の海を眺めていると安心します。

みなさんはどうでしょうか。

学校は子どもたちにとって、友だちと協力して自分を高め、その喜びを体験する場です。そのためには、乗り越える力や我慢する力も必要です。だからこそ、そんな力を発揮できるように、学校は子どもにとって、みなさんにとって、まずは、安心できる場であってほしいと思うのです。

議案第1号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

別紙のとおり、海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について、議決を求める。

平成30年1月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成30年4月1日施行予定の機構改革に伴う所要の措置

「海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」の一部改正について

12月最高経営会議において平成30年度機構改革案について承認されたことを受け、「海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」の一部改正を行う。

1 「海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」の一部改正について

機構改革案に基づき、別紙のとおり「海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則」の一部改正を行う。

※新旧対照表及び改正文については、別紙参照

2 関係例規改正までの流れ

平成 30 年 1 月 23 日 最高経営会議へ報告

平成 30 年 4 月 1 日 施行

3 改正内容

就学支援課保健給食係の名称を就学支援課健康給食係に改める。

現 行	就学支援課	就学支援係 <u>保健給食係</u>
↓		
改 正	就学支援課	就学支援係 <u>健康給食係</u>

新（改正案）	旧（現行）																																										
<p>○海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（課の設置）</p> <p>第3条 部に次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 教育総務課</p> <p>(2) 就学支援課</p> <p>(3) 教育支援課</p> <p>(4) 学び支援課</p> <p>2 前項の課に次に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務係</td> <td>施設係</td> <td>文化財係</td> </tr> <tr> <td>就学支援課</td> <td>就学支援係</td> <td><u>健康給食係</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育支援課</td> <td>指導係</td> <td>支援係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学び支援課</td> <td>学び支援係</td> <td>若者支援室</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 第1項に定める課の長は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て係 その他特別の組織を設けることができる。</p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>別表1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">就学支援課</td> <td>就学支援係</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>健康給食係</u></td> <td>(1)～(5) 略</td> </tr> </table>	教育総務課	総務係	施設係	文化財係	就学支援課	就学支援係	<u>健康給食係</u>		教育支援課	指導係	支援係		学び支援課	学び支援係	若者支援室		就学支援課	就学支援係	略	<u>健康給食係</u>	(1)～(5) 略	<p>○海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（課の設置）</p> <p>第3条 部に次に掲げる課を置く。</p> <p>(1) 教育総務課</p> <p>(2) 就学支援課</p> <p>(3) 教育支援課</p> <p>(4) 学び支援課</p> <p>2 前項の課に次に掲げる係等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>教育総務課</td> <td>総務係</td> <td>施設係</td> <td>文化財係</td> </tr> <tr> <td>就学支援課</td> <td>就学支援係</td> <td><u>健康給食係</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育支援課</td> <td>指導係</td> <td>支援係</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学び支援課</td> <td>学び支援係</td> <td>若者支援室</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 第1項に定める課の長は、必要があると認めるときは、教育長の承認を得て係 その他特別の組織を設けることができる。</p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>別表1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2">就学支援課</td> <td>就学支援係</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>健康給食係</u></td> <td>(1)～(5) 略</td> </tr> </table>	教育総務課	総務係	施設係	文化財係	就学支援課	就学支援係	<u>健康給食係</u>		教育支援課	指導係	支援係		学び支援課	学び支援係	若者支援室		就学支援課	就学支援係	略	<u>健康給食係</u>	(1)～(5) 略
教育総務課	総務係	施設係	文化財係																																								
就学支援課	就学支援係	<u>健康給食係</u>																																									
教育支援課	指導係	支援係																																									
学び支援課	学び支援係	若者支援室																																									
就学支援課	就学支援係	略																																									
	<u>健康給食係</u>	(1)～(5) 略																																									
教育総務課	総務係	施設係	文化財係																																								
就学支援課	就学支援係	<u>健康給食係</u>																																									
教育支援課	指導係	支援係																																									
学び支援課	学び支援係	若者支援室																																									
就学支援課	就学支援係	略																																									
	<u>健康給食係</u>	(1)～(5) 略																																									
<p>別表1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>就学支援課</td> <td>就学支援係</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>保健給食係</u></td> <td>(1)～(5) 略</td> </tr> </table>	就学支援課	就学支援係	略		<u>保健給食係</u>	(1)～(5) 略	<p>別表1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>就学支援課</td> <td>就学支援係</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>保健給食係</u></td> <td>(1)～(5) 略</td> </tr> </table>	就学支援課	就学支援係	略		<u>保健給食係</u>	(1)～(5) 略																														
就学支援課	就学支援係	略																																									
	<u>保健給食係</u>	(1)～(5) 略																																									
就学支援課	就学支援係	略																																									
	<u>保健給食係</u>	(1)～(5) 略																																									

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表就学支援課の項中「保健給食係」を「健康給食係」に改める。

別表第1 就学支援課の部保健給食係の項中「保健給食係」を「健康給食係」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

議案第2号

海老名市部活動方針の決定について

別紙のとおり、海老名市部活動方針の決定について、議決を求める。

平成30年1月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市部活動方針について、決定していただきたいため

「海老名市部活動の今後の在り方について」
報告書

平成 30 年 1 月 19 日

海老名市部活動検討委員会

「海老名市部活動の今後の在り方について」報告

書

目 次

はじめに	1
1 海老名市部活動検討委員会について	
1-1. 検討委員会の目的	2
1-2. 検討委員会の構成	2
1-3. 検討の経過	2
2 海老名市部活動の現状と課題	
2-1. 海老名市部活動の現状	5
2-2. 部活動におけるケガの状況	7
2-3. 部活動による生徒の身体的負担に関する医学的な見解 ..	8
2-4. 海老名市部活動における課題	9
3 海老名市部活動の今後の在り方についての提言	
3-1. 部活動のねらいについて	11
3-2. 活動日数と活動時間について	12
3-3. 外部指導者の活用について	13
3-4. 医療との連携について	14
3-5. 保護者の部活動支援について	14
4 周知・移行期間におけるスケジュール	
4-1. 全面実施に向けた試行	15
4-2. 海老名市部活動方針の周知方法	15
参考資料	別添

はじめに

中学校部活動については、教育課程外の活動であり、生徒の自発的・自主的な活動であるが、学校教育活動の一環として行われており、市内中学校においても、多くの生徒が参加し、運動や文化の領域で多様な活動が行われているところである。

部活動は、目標に向かって仲間と協力して課題を克服して達成感や成就感の得ること、思春期の生徒たち心と体の健全な育成を図ることなど、その教育的な価値が高く、大変に意義深いものである。そして、ひとりひとりの生徒にとっては、その活動に多くの時間を費やすことから、学校生活の楽しさや充実につながるものとなっている。

しかしながら、近年、体罰などの行き過ぎた指導による生徒の心と体に与える弊害や指導にあたる教員の時間的・精神的負担の増大などが課題となっており、その解決が急務となっている状況である。

そこで、今年度、海老名市教育委員会としては、直面する様々な課題を解決し、生徒にとっても、指導にあたる教員にとっても望ましい部活動の在り方を検討するために、海老名市部活動検討委員会を設置し検討・協議を進めてきたところである。

本報告書は、多くの生徒、教員、保護者にアンケートを実施し、海老名市の部活動の実態を把握したうえで、「部活動のねらい」「活動日数と活動時間」「外部指導者の活用」「医療との連携」「保護者の部活動支援」の5項目について、検討委員会で検討・協議した結果を、提言としてまとめたものである。

今後は、報告書に示した提言を海老名市教育委員会で審議し「海老名市部活動方針」として策定し、平成30年4月から市内中学校においては、その方針に基づいて部活動を実施するものである。

併せて、策定される「海老名市部活動方針」については、その周知を十分に行い、実効性を高めるための部活動への指導・支援の徹底を図る必要があり、家庭・学校・地域・行政の連携した取組を期待するところである。

1

海老名市部活動検討委員会について

1-1. 検討委員会の目的

海老名市立中学校におけるよりよい部活動の在り方について検討協議し、海老名市の方針を定めるための報告書を作成する。

1-2. 検討委員会の構成

本検討委員会の構成員は次の14名である。

実行委員長	海老名市教育部長	岡田 尚子
副委員長	海老名市立有馬中学校長	土屋 雄一
委員	えびな整形外科医院長	山田 博之
	海老名市体育協会長	森田 壽
	部活動外部指導者	芝 善孝
	海老名市立有馬中学校 PTA 会長	長崎 直幸
	海老名市立海老名中学校保護者	金澤 順子
	海老名市立柏ヶ谷中学校保護者	國吉 聖
	海老名市立今泉中学校教頭	河毛 利之
	海老名市立海西中学校教諭	清水 麻子
	海老名市立海老名中学校教諭	上高原拓也
	海老名市立柏ヶ谷中学校教諭	町田 誠祐
	海老名市教育委員会教育部次長	金指太一郎
	海老名市教育委員会教育支援課長（事務局）	小宮 洋子

1-3. 検討の経過

本検討委員会は平成29年5月25日に発足し、計7回にわたって次の内容について協議を行った。

【第1回会議】平成29年5月25日（木）18時30分～20時00分
海老名市役所705会議室

○事務局による説明と確認

- ・海老名市部活動検討委員会について（ねらい、スケジュール）
- ・国の動き及び文部科学省ガイドラインについて
- ・海老名市部活動実態調査の結果と課題について

○部活動についての自由協議

- 【第2回会議】平成29年6月22日（木）18時30分～20時00分
海老名市役所705会議室
- 海老名市部活動のねらいについて
 - 生徒の体力・健康と活動内容について
 - ・部活動によるケガの状況（現状の説明）
 - ・生徒の身体的負担に関する医学的な見解（山田委員による説明）
 - 保護者アンケートについて
- 【第3回会議】平成29年8月25日（金）18時30分～20時00分
海老名市役所705会議室
- 保護者アンケートの結果について
 - 海老名市部活動のねらいについて
 - 活動日数と活動時間について
 - 全面実施に向けた試行について
- 【第4回会議】平成29年9月28日（木）18時30分～20時00分
海老名市役所706会議室
- 活動日数と活動時間について
 - 外部指導者の活用について
 - 運動部活動と医療との連携について
- 【第5回会議】平成29年10月27日（金）18時30分～20時00分
海老名市役所705会議室
- 活動日数と活動時間について
 - 保護者からの支援について
 - 部活動振興会の役割について
 - 補助金等予算について
- 【第6回会議】平成29年11月24日（金）18時30分～20時00分
海老名市役所705会議室
- 報告書の内容について
 - 報告書における「提言」について
- 【第7回会議（予定）】平成30年1月26日（金）18時30分～20時00分
海老名市役所705会議室
- 海老名市部活動方針（決定版）について
 - 全面実施に向けた今後のスケジュールについて
 - 平成30年度事業と予算編成について

さらに、事務局が中心となり、検討委員会以外の場において次のように説明と協議を行った。

【校長会との協議】

- ◇平成 29 年 7 月 12 日（水）市教委・校長との連絡会にて
 - 部活動検討委員会の進捗報告
 - 部活動のねらい、活動日数と活動時間、外部指導者の活用についての協議
- ◇平成 29 年 12 月 19 日（火）市教委・校長との連絡会にて
 - 報告書における「提言」について協議

【保護者代表との協議】

- ◇平成 29 年 9 月 2 日（土）単位 PTA 会長会にて
 - 部活動検討委員会の進捗報告
- ◇平成 29 年 11 月 11 日（土）単位 PTA 会長会にて
 - 部活動のねらい、活動日数と活動時間、外部指導者の活用についての協議

【部活動顧問代表との協議】

- ◇平成 29 年 9 月 19 日（火）市中学校体育連盟臨時運営委員会にて
 - 部活動検討委員会のねらいと方向性の説明
 - 部活動に関する保護者アンケート結果の説明
 - 部活動のねらい、活動日数と活動時間についての協議
- ◇平成 30 年 2 月 9 日（金）市中学校体育連盟運営委員会にて（予定）
 - 各専門部における協議結果の集約（配慮事項の「例外」について）

2

海老名市部活動の現状と課題

2-1. 海老名市部活動の現状

平成 29 年度の海老名市中学校の部活動数、部員数は次のとおりである。
(海老名市部活動振興会調査による)

○部活動総数 (平成 29 年度)

106 部活 (内訳: 運動部活動 68、それ以外の部活動 38)

○入部生徒数 (平成 29 年 6 月現在)

2954 人 (内訳: 運動部活動 1947 人、それ以外の部活動 907 人)

※全生徒数に対する入部生徒数の割合 84%

○顧問をしている教員数 (平成 29 年度 6 月現在)

164 人 (内訳: 運動部活動 105 人、それ以外の部活動 59 人)

※中学校全教員数に対する顧問数の割合 71%

○外部指導者総数 (平成 29 年 12 月現在)

56 人 (内訳: 運動部活動 41 人、それ以外の部活動 15 人)

※全部活動のうち外部指導者がいる部活動の割合 45%

また、海老名市教育支援課では部活動の実態を把握し、よりよい部活動の在り方を検討するために次の 3 つの紙面調査を行った。

(1) 生徒に対する調査

《調査実施日》 平成 28 年 9 月 27 日～10 月 7 日

《調査対象》 全中学校の各学年 1 クラス抽出 約 600 名の生徒

《回収率》 100% (回収数 601)

(2) 部活動顧問に対する調査

《調査実施日》 平成 28 年 9 月 27 日～10 月 7 日

《調査対象》 海老名市の全中学校教諭 232 名

《回収率》 73% (回収数 169)

(3) 保護者に対する調査

《調査実施日》 平成 29 年 6 月 29 日～7 月 10 日

《調査対象》 全中学校の各学年 1 クラス抽出 約 600 名の保護者

《回収率》 81% (回収数 484)

これらの調査から分かった海老名市中学校部活動の主な実態は次のとおりである。（詳細は別添資料を参照）

○ 1 週間の活動日数

	7日	6日	5日	4日	3日	2日	1日
生徒回答	50%	25%	8%	4%	9%	3%	2%
顧問回答	35%	31%	11%	5%	10%	5%	3%
保護者回答	37%	31%	14%	4%	8%	1%	4%

※生徒の回答 50%は「決まった曜日が休みというわけではない」と解釈したことが考えられる。

○ 1 週間の朝練習の日数

	5日	4日	3日	2日	1日	0日
生徒回答	16%	24%	24%	15%	4%	17%
顧問回答	12%	29%	21%	14%	5%	19%
保護者回答	13%	26%	22%	14%	6%	18%

○部活動が楽しい、生活充実のために必要である、将来に役立つと感じている生徒・保護者の割合

	楽しい	生活充実に必要な	将来に役立つ
生徒回答	95%	87%	83%
保護者回答	90%	97%	94%

○活動日数や活動時間が多すぎると感じている生徒・保護者の割合

	活動日数が多すぎる	活動時間が長すぎる
生徒回答	45%	34%
保護者回答	39%	27%

○顧問として負担に感じることがある教員の割合

	負担である	少し負担である
平日の朝・放課後の活動	16%	43%
休日の活動	31%	35%
1人で顧問をすること	34%	24%
専門外の種目の指導	40%	20%
生徒指導	18%	34%
保護者対応	17%	34%

○保護者として部活動で学んで欲しいと思うこと（自由記述）

- ・人間関係、上下関係
- ・協調性、思いやり
- ・礼儀、挨拶、マナー
- ・仲間の大切さ、団結力
- ・忍耐力、粘り強さ
- ・努力、頑張る気持ち
- ・達成感、感動、充実感
- ・体力向上、体づくり
- ・運動、創作の楽しさ

2-2. 部活動におけるケガの状況

平成 29 年度実施の保護者対象の調査及び平成 28 年度海老名市立中学校養護部会のまとめ、平成 28 年度スポーツ振興センター災害報告書によると、生徒の部活動における故障やケガについては次のような実態がある。

○部活動による肩・肘・腰・膝などの故障を起こしたことがある生徒の割合

	運動部活動	それ以外の部活動
故障を起こしたことがある生徒の割合	33%	2%

○保健室で手当てをした部活動のケガの件数（平成 28 年度）

	運動部活動	それ以外の部活動
保健室での部活動中のケガ対応件数	149 件	1 件
保健室でのケガ全対応件数に対する割合	46%	

○部活動によるケガで医療機関に通院した件数（平成 28 年度）

	運動部活動	それ以外の部活動
部活動中のケガで通院した件数	158 件	3 件
学校でのケガの通院件数に対する割合	47%	

○医療機関に長期間通院した例（2 カ月以上）

部 位	発生状況	診 断
腰 部	技術練習と外周を走った後に痛み始めた。	腰椎分離症
腰 部	ボールを投げた時に痛めた。	腰痛症、大腿筋肉離れ
足指部	他選手に足を踏まれ、肘がぶつかった。	中足骨・肋骨骨折
足関節	ジャンプ後に着地に失敗した。	関節痛、脛骨骨折
頭 部	他選手との接触で仰向けに転倒した。	脳震盪、頭部打撲

2-3. 部活動による生徒の身体的負担に関する医学的な見解

部活動検討委員会の整形外科医師（海老名市産業医）である山田博之委員による医学的な見解及び提言は次のようなものであった。

- 整形外科の診療では、中学校運動部活動でのオスグッド、シンスプリントやジャンパーズニーなどのいわゆるオーバーユース（使いすぎ）症候群の障害をしばしば診る。
- 練習のペースを落としたりきちんと静養をとったりするように説明するが、なかなか理解してもらえないことが多く、わかってもらっても先輩や顧問に病状を言いにくいと聞く。
- 成長期の骨や関節には成長軟骨という部位があり、そこを中心に骨が成長する。スポーツ障害の場合の多くはその成長軟骨という部位が関係することが多いので、障害をそのまま放置して練習を続けると成長障害や関節の痛みが長く残ってしまうことがある。
- 中学生の時期は、男子は身長が伸びるピーク、女子は身長が伸びるピークの後半に当たる。成長軟骨がどんどん骨を作って背や手足が伸び、関節や筋肉、腱などの位置が変わっていく時期である。
- 成人のスポーツ選手でも、運動生理学的には週に1～2日の休息日をつくり、鍛えて痛めた筋組織や関節の回復する時間を与えた方が結果的には運動能力が向上し（超回復）、良い成績を残せるということは定説となっている。
- まして成長期の子どもにとっては、競技力の向上だけでなく成長期の様々な障害を予防することと、発生してしまった障害をきちんとコントロールして治療し、後に障害を残さないようにする必要がある。
- 以上のことから、週に1～2日程度の休息日と、医療と部活の現場責任者との連携が必要と考える。これにより、次の目標を達成できる可能性が大きくなる。
 - 短期：運動能力や競技力の向上、スポーツ障害の予防と回復促進
 - 中長期：身体の健全な成長の促進、スポーツ障害を残さない
- なお、週休1日を設定する場合でも、今後数年のうちに文部科学省が平成30年3月末を目安に策定するガイドラインとの整合性を検討する必要があると考える。

2-4. 海老名市部活動における課題

調査から分かったこととして「部活動生活が充実している」「部活動は必要で将来に役立つ」と感じている生徒や保護者は大変多く、実際に生徒たちが部活動をとおして人として大切なことを学んでいる現状は誰の目にも明らかである。

また、顧問にあたる教員が放課後、休日と多くの時間を部活動に費やし、生徒の成長に寄り添い、苦難や感動をともにしながら日々の活動を行っていることから、多くの生徒や保護者が「熱心に指導してくれている」「感謝している」と回答している状況がある。

しかし、これまでの結果から見てもその在り方について課題がないわけでは決してなく、本検討委員会として、すべての生徒たちの今と将来のしあわせのため、現在の海老名市部活動における課題を次のように考え、その解決方法を協議することとした。

◇ 海老名市としての部活動のねらいが明確でないこと

部活動のねらいについては国のガイドラインに示されてはいるものの、これまで学校または部活動ごとに設定してきた状況がある。

市の部活動方針を策定するためには、市としての部活動のねらいを明確にする必要がある。

◇ 休養日がほとんどない部活動があること

調査によると、約3割の部活動が休養日を設定することなく活動を行っている現状があり、生徒の身体的な過重負担につながっている可能性が高い。また、中学生の時期は成長の過程として、より多くの人と関わり、様々な体験をすることで人間性が広がると言われていることから、部活動以外の時間を作ることと、その時間をどう過ごすかを考えさせることは重要である。

◇ 運動部活動におけるスポーツ障害の事例が多いこと

運動部活動に所属している生徒の約3割という故障経験者の数は大変多いと言わざるを得ない。世間的には中学校の部活動による故障で将来の芽をつぶしてしまうケースや、後遺症が残ってしまうケースも報告されており、そういったことが海老名市の教育現場で起こることがないよう早急に改善を図る必要がある。

◇ 部活動の顧問をすることに負担を感じている教員が多いこと

調査によって、平日の部活動の指導を負担に感じている教員が59%、休日の部活動の指導を負担に感じている教員が66%もいることが明らかとなった。また、1人で顧問をすることに58%、専門外の指導をすることに60%の教員が負担を感じており（専門外の部活動を担当している教員に対する割合ではほぼ100%となることが予想される）、働き方改革という視点だけではなく、教員自身の生き方を考える視点においても大きな課題であると言える。

◇ 保護者の部活動支援に対する考え方に大きな差異があること

保護者から顧問に対して「感謝している」という声が多くあがっていることは事実であるが、その反面、活動内容や指導方法に対する反感や苦情も多く、それを負担と感じている教員が51%いるという現状がある。市教委には「なぜ保護者が部活動を支援しなければならないのか」という内容の電話やメールが寄せられることもしばしばあり、考え方として難しい点もあるが、課題のひとつであると考ええる。

これからの部活動の在り方を考えるとき、学校と保護者及び地域が連携を図りながら生徒たちを育てていくことは必須であり、そういった意味で保護者が生徒と顧問と部活動を支援する必要性を訴えていくことは重要である。

3

海老名市部活動の今後の在り方についての提言

本検討委員会では、前述の課題に対して様々な資料をもとに6回にわたって協議を重ね、そのまとめとして次の5点について提言を行う。

3-1. 部活動のねらいについて

教育課程外であるとはいえ、海老名市の教育活動の一環である中学校部活動における生徒への影響力は大変大きく、教育効果は計り知れないものがある。

しかし、そのねらいについては国のガイドラインに示されてはいるものの、学校または部活動ごとに設定してきた状況がある。

今回、部活動方針を策定するにあたって、市として部活動のねらいをしっかりと持つことが重要であると考え、次のように定める。

【海老名市中学校部活動のねらい】

部活動は、生徒ひとりひとりの自主的、自発的な参加により教育課程によらないスポーツ・文化・科学等の教育活動として、次のねらいを達成するために行うものである。

- ◇自分の目標や課題に向かって粘り強く努力し、それを克服して達成感や成就感を味わう中で、自主的に自分自身を高めよりよくしようとする力を育てる。
- ◇同じ目標に向かって、仲間とともにお互いに競い、励まし、支えあって活動する中で、つながりを広げ、絆を深めることの喜びを味わい、多くの人と進んでかかわり自分を発揮する力を育てる。
- ◇生涯にわたって、心と体の健康に関心を持ち、主体的にさまざまな活動に取り組み、自分や自分たちの生活をより楽しく豊かなものにしようとする力を育てる。

3-2. 活動日数と活動時間について

海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。

したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。

【活動規定】

- ◇週1日の休養日を設定する。
- ◇始業前の朝の活動は、週4日以内とする。
- ◇夏季休業中は、3日以上連続休業日を設定する。

【配慮事項】

- ◇土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上休養時間を設定する。
- ◇長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上休養時間を設定する。

【管理方法】

- ◇学校長は次の手順により、活動を管理する。
 - (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。
 - (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。
 - (3) 学校長は、活動計画書を取りまとめ市教委に報告する。
 - (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。
 - (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。
- ◇例外として、校長が許可する場合は規定外の活動ができるが、その基準については中学校長の共通理解のもとに確認された範囲のものとする。

3-3. 外部指導者の活用について

顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、部活動における技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となっていくことが効果的である場合も考えられる。

また、今後の生徒数減少に伴う教員数の減少、教員の負担軽減の視点から考えても、部活動の運営を教員のみで課することは難しく、外部指導者の最も効果的な活用方法を市として整備することは急務である。

そこで、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に定める部活動指導員の制度を導入し、時代に即した教育活動の一環としての部活動運営を目指す。

さらに、これまでの部活動外部指導者はその名称を部活動支援員として派遣を継続するとともに、より一層効果的な活用を図るためにいくつかの活動可能な条件を追加する。

【部活動指導員】

◇学校の教育計画に基づき、部活動において校長の監督を受け、

○実技指導

○保護者等への連絡

○安全・障害予防の指導

○年間・月間計画作成

○学校外での活動の引率

○生徒指導の対応

○用具・施設の点検管理

○事故発生時の現場対応

○部活動の管理運営

などに従事する。

◇単独で顧問を持つことができる。ただし、その場合は校内に当該部活動の担当教諭を置くこととする。

◇市教委が規則等を定めて任用し、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委及び学校による「事前研修」「定期的な研修」を受講する。

【部活動支援員】

◇原則として顧問とともに活動し、部活動における技術的な支援を行う。

◇学校長が認めた者、認めた場合に限り、学校内での単独指導及び学校外での活動・練習試合等の引率指導を行うことができる。

◇市教委が名簿への登録を行い、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委が行う「事前説明会」に参加する。

※学校教育法施行規則第 78 条の 2

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

3-4. 医療との連携について

運動部活動においては、一般的なケガや故障を防ぐことだけでなく、成長期のさまざまな障害を予防することと、発生してしまった障害をきちんとコントロールして治療し、後に障害を残さないようにする必要がある。

そのためには、顧問が正確な知識を持つことが必要となるが、それだけでなく、生徒自らが知識を持ち、練習内容をコントロールしたり身体のケアを行ったりできるようにすることが重要となる。

よって、次のように運動部活動と医療の連携を図り、調整等にかかる事務は市教委が行うこととする。

【整形外科医師の学校訪問】

- ◇整形外科医師がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の身体の仕組みやケガの対応と防止等について講演を行う。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

【スポーツトレーナー等の学校訪問】

- ◇スポーツトレーナー等がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の特性にあわせた効果的なトレーニング方法や、ケガを防止するための方法を指導する。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

3-5. 保護者の部活動支援について

部活動のねらいを達成するためには、その適切な運営についての保護者の理解と支援が必要であり、海老名市の部活動方針を理解することはもちろんのこと、所属する部活動の運営方針や練習体制を理解し、生徒と顧問を支援することが重要となる。

そのためには、海老名市部活動方針の保護者への十分な周知が不可欠であると考える。

なお、保護者の具体的な支援方法については、経済的負担や生徒の送迎などいくつかの課題があり、今後も検討を継続する必要がある。

【保護者への呼びかけについて】

- ◇市教委として、部活動方針周知のためのリーフレットを作成し、その際部活動支援について呼びかける文章を入れる。

4

周知・移行期間におけるスケジュール

4-1. 全面実施に向けた試行

平成30年度からの全面実施に向けて次のように試行期間を設ける。

【ねらい】 試行を行うことで運用面の課題を明らかにし、全面実施にむけて工夫・改善を図る。

【試行内容】 部活動方針に則って顧問が計画を作成し、校長が管理するシステムの検証を行う。

【試行期間】 平成30年2月、3月の2カ月間

【試行対象】 有馬中学校の全部活動
中体連専門部長（運動部の種目ごとの代表）の部活動

【試行方法】 (1) 市教委は月ごとの活動計画書の様式を学校に配付する。
(2) 顧問は月ごとの活動計画書を作成し、校長の許可後に保護者に周知する。
(3) 校長は月ごとの活動計画書をまとめて市教委に提出する。
(4) 市教委は情報を収集し、校長会と連携を図りながら課題に対して改善を行う。

4-2. 海老名市部活動方針の周知方法

教育委員会で策定された「海老名市部活動方針」については、次のように周知を図る。

◇教職員への周知

策定後、各中学校において職員会議で学校長が周知する。

◇保護者への周知

市教委がリーフレットを作成し、3月中旬に学校をとおして配付する。
(平成31年度からは入学後に1年生に配付する。)

学校は、部活動保護者会等において海老名市部活動方針の説明の機会を設ける。

◇外部指導者への周知

2月下旬に市教委から郵送にて周知文書を送付する。

【お問合せ先】

海老名市教育委員会教育支援課

海老名市部活動方針（案）

海老名市教育委員会は、海老名市立中学校において学校教育活動の一環として行われる部活動の方針を次のとおり定める。

本方針は、平成 30 年度 4 月 1 日より実施するものとする。

平成 30 年 1 月 19 日
海老名市教育委員会

□ 部活動のねらいについて

教育課程外であるとはいえ、海老名市の教育活動の一環である中学校部活動における生徒への影響力は大変大きく、教育効果は計り知れないものがある。

しかし、そのねらいについては国のガイドラインに示されてはいるものの、学校または部活動ごとに設定してきた状況がある。

今回、部活動方針を策定するにあたって、市として部活動のねらいをしっかりと持つことが重要であると考え、次のように定める。

【海老名市中学校部活動のねらい】

部活動は、生徒ひとりひとりの自主的、自発的な参加により教育課程によらないスポーツ・文化・科学等の教育活動として、次のねらいを達成するために行うものである。

- ◇自分の目標や課題に向かって粘り強く努力し、それを克服して達成感や成就感を味わう中で、自主的に自分自身を高めよりよくしようとする力を育てる。
- ◇同じ目標に向かって、仲間とともにお互いに競い、励まし、支えあって活動する中で、つながりを広げ、絆を深めることの喜びを味わい、多くの人と進んでかかわり自分を発揮する力を育てる。
- ◇生涯にわたって、心と体の健康に関心を持ち、主体的にさまざまな活動に取り組み、自分や自分たちの生活をより楽しく豊かなものにしようとする力を育てる。

□ 活動日数と活動時間について

海老名市中学校部活動のねらいの達成を考えれば、少ない活動日数・活動時間が望ましいとも言えないものの、スポーツ障害の予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などを踏まえると行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養日が確保されることは必要なことである。

したがって、次の規定等を設け、学校長の管理体制のもとに部活動単位で行うこととする。

【活動規定】

- ◇週1日の休養日を設定する。
- ◇始業前の朝の活動は、週4日以内とする。
- ◇夏季休業中は、3日以上連続休業日を設定する。

【配慮事項】

- ◇土日の活動については、両日活動する場合でも、どちらかは半日以上休養時間を設定する。
- ◇長期休業中の活動については、終日活動の連続は2日までとし、その翌日は休養日とするか活動を行う場合でも半日以上休養時間を設定する。

【管理方法】

- ◇学校長は次の手順により、活動を管理する。
 - (1) 顧問は、月ごとの活動計画書を作成する。
 - (2) 学校長は、活動計画書の内容を確認し許可する。
 - (3) 学校長は、活動計画書を取りまとめ市教委に報告する。
 - (4) 顧問は、活動計画書を生徒・保護者に配付し周知する。
 - (5) 学校長は、活動計画書を3年間保管し、正当な理由で文書開示の請求がある場合はそれに対応する。
- ◇例外として、校長が許可する場合は規定外の活動ができるが、その基準については中学校長の共通理解のもとに確認された範囲のものとする。

□ 外部指導者の活用について

顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、部活動における技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となっていくことが効果的である場合も考えられる。

また、今後の生徒数減少に伴う教員数の減少、教員の負担軽減の視点から考えても、部活動の運営を教員のみで課することは難しく、外部指導者の最も効果的な活用方法を市として整備することは急務である。

そこで、学校教育法施行規則第 78 条の 2 に定める部活動指導員の制度を導入し、時代に即した教育活動の一環としての部活動運営を目指す。

さらに、これまでの部活動外部指導者はその名称を部活動支援員として派遣を継続するとともに、より一層効果的な活用を図るためにいくつかの活動可能な条件を追加する。

【部活動指導員】

◇学校の教育計画に基づき、部活動において校長の監督を受け、

○実技指導

○保護者等への連絡

○安全・障害予防の指導

○年間・月間計画作成

○学校外での活動の引率

○生徒指導の対応

○用具・施設の点検管理

○事故発生時の現場対応

○部活動の管理運営

などに従事する。

◇単独で顧問を持つことができる。ただし、その場合は校内に当該部活動の担当教諭を置くこととする。

◇市教委が規則等を定めて任用し、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委及び学校による「事前研修」「定期的な研修」を受講する。

【部活動支援員】

◇原則として顧問とともに活動し、部活動における技術的な支援を行う。

◇学校長が認めた者、認めた場合に限り、学校内での単独指導及び学校外での活動・練習試合等の引率指導を行うことができる。

◇市教委が名簿への登録を行い、学校からの申請を受けて派遣する。

◇市教委が行う「事前説明会」に参加する。

※学校教育法施行規則第 78 条の 2

部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

□ 医療との連携について

運動部活動においては、一般的なケガや故障を防ぐことだけでなく、成長期のさまざまな障害を予防することと、発生してしまった障害をきちんとコントロールして治療し、後に障害を残さないようにする必要がある。

そのためには、顧問が正確な知識を持つことが必要となるが、それだけでなく、生徒自らが知識を持ち、練習内容をコントロールしたり身体のケアを行ったりできるようにすることが重要となる。

よって、次のように運動部活動と医療の連携を図り、調整等にかかる事務は市教委が行うこととする。

【整形外科医師の学校訪問】

- ◇整形外科医師がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の身体の仕組みやケガの対応と防止等について講演を行う。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

【スポーツトレーナー等の学校訪問】

- ◇スポーツトレーナー等がそれぞれの中学校を訪問する。
- ◇成長期の特性にあわせた効果的なトレーニング方法や、ケガを防止するための方法を指導する。
- ◇対象は運動部活動の生徒と顧問、部活動指導員、部活動支援員、希望する運動部以外の生徒・保護者等とする。

□ 保護者の部活動支援について

部活動のねらいを達成するためには、その適切な運営についての保護者の理解と支援が必要であり、海老名市の部活動方針を理解することはもちろんのこと、所属する部活動の運営方針や練習体制を理解し、生徒と顧問を支援することが重要となる。

そのためには、海老名市部活動方針の保護者への十分な周知が不可欠であると考えます。

なお、保護者の具体的な支援方法については、経済的負担や生徒の送迎などいくつかの課題があり、今後も検討を継続する必要がある。

【保護者への呼びかけについて】

- ◇市教委として、部活動方針周知のためのリーフレットを作成し、その際部活動支援について呼びかける文章を入れる。

議案第3号

海老名市立図書館指定管理者制度の継続について

別紙のとおり、海老名市立図書館指定管理者制度の継続について、議決を求める。

平成30年1月19日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

現指定管理期間終了後も、施設の効果的・効率的な運用を達成するため、指定管理者による運営としたいため

海老名市立図書館指定管理者制度の継続について

海老名市立図書館については、平成 26 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者による管理運営を実施しています。

平成 30 年度が指定期間の最終年度となることから、教育委員会では、このたび制度の導入及び運用実績による効果と課題の検証を実施しましたので、その結果を報告します。

併せて、現指定期間終了後においても、施設の有効活用・効率的な運用を図るため、指定管理者制度による運用を継続したいと考えております。

1 指定管理者制度導入までの経緯

(1) 直営から業務委託

海老名市では、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入しました。

図書館においては、平成 22 年度までは市の直営、平成 23 年度から 25 年度においては業務委託を行いましたが、新たな図書館のあり方について方向性を決定し、平成 26 年度から指定管理者制度を導入しました。

(2) 指定管理者制度の導入

これまでの図書館においては、近隣図書館と比較し利用率が伸び悩んでいました。

また、施設の老朽化や学校図書室のさらなる有効活用も課題としていました。

そこで、指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウやアイデアを活用し、図書館サービスの向上と新たな付加価値機能の提供を図ることとしました。

【指定管理の概要】

- ◆指定管理者 CCC・TRC 共同事業体
(CCC/カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社)
(TRC/株式会社図書館流通センター)
- ◆指定期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで (5 年間)
- ◆指定管理料 約 16 億 1000 万円 (5 年間総計)

【事業者提案による導入サービス】

- ◆共通 IC タグ 導入による自動貸出機設置
宅配サービス開始
- ◆中央図書館 開館日時の拡大 … 365 日開館、9 時～21 時
キッズライブラリー (4 F) の設置
ライフスタイル分類に基づく図書配架
カフェ・書店の併設 目的外使用として教育委員会が許可。
- ◆有馬図書館 開館時間の拡大 … 毎月最終月曜日のみ閉館、9 時～19 時
学校図書館の支援拠点設置 (市内小中学校へ週 2 回司書を派遣)
- ◆市民図書室 開館日時の拡大 … 毎週土・日 9 時～17 時

2 制度導入、運用実績による効果及び課題の検証

直営や業務委託時にはなかったサービスが多数提供されたことにより、来館者数の大幅な増加につながったと考えております。また、小・中学校学校図書館の支援により、児童・生徒にとっても図書館が利用しやすくなり、指定管理者導入の効果があったものと評価しております。

については、現指定管理期間終了後も、施設の有効活用・効率的な運用を達成するため、海老名市立図書館における指定管理者制度を継続し、指定管理者の公募を行いたいと考えております。

なお、個別の検討結果は以下のとおりです。

	検討項目	結果
施設の必要性	① サービス需要や効果 ② 同種の施設サービスが民間事業者等による提供の有無	① 指定管理導入前後を比較すると、貸出者数、貸出冊数ともに増加している。また、学校図書館の支援が開始され、学校図書館の貸出冊数も大幅に増加した。 ② 海老名市内に同種の施設なし →必要性が認められる。
施設の位置づけ	施設の設置目的・目標、役割	図書館法において、設置目的や役割に関して定義されている。 第2条抜粋 「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設…。 第3条抜粋 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。 第17条抜粋 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。 指定管理者導入の大きな目的として「既存の図書館の枠にとらわれず、市民のための新たな図書館づくり」を挙げている。 毎年実施しているアンケート結果からすると、「開館時間の拡大」、「本の自動貸出機」、「館内の居心地」、「スタッフの対応」等いずれも高い評価を得ております。

		来館者数、貸出者数、貸出冊数ともに増加し、学校図書室の貸出冊数も大幅に増加している。 →十分に目的・目標を達成し、施設の役割を果たしている。
あり方 管理運営の	① 専門性 ② 公平性・公益性 ③ 個人情報の管理	① 図書館業務に従事する者の50%以上は司書資格を保有している。 ② 図書館への来館が困難な利用者へのサービスとして「無料宅配サービス」を実施している。また、「音訳資料の貸出」、「手話によるおはなし会」も実施している。 ③ 職員に対する研修を実施し、適切に管理されている。 →適切な管理運営が履行されている。
利用者の満足度	① 利用者数 ② 利用条件 ③ サービスの提供内容 ④ 利用者の意見・要望に対する運営の柔軟性 ⑤ 施設の魅力を引き出す企画力	① 資料1のとおり ② 入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収されることはない。また、中央図書館リニューアルオープンに伴い、国内に住所を有していれば、図書資料の貸出可とした。 ③ 海老名市立図書館条例施行規則第3条（中央図書館の事務事業）、第4条（有馬図書館の事務事業）に基づき提供されている。 ④ 意見や要望を受け、運用の改善、実施事業テーマの選定を行ってきた。 ⑤ 多様なイベントが実施され、これまでの図書館にとらわれない企画が多数あった。 →利用者数は大幅に増え、図書館資料の閲覧、貸出にとどまらず、新たなサービスを多数提供されており、多くの利用者に満足いただいている。 【参考】アンケート結果 両館の満足度 ～大いに満足・満足～ 回答率 中央 有馬 H28 78.9% (6.3%) 74.8% (5.5%) H29 78.2% (4.0%) 77.1% (2.5%) ※ ()内は、大いに不満・不満。

運営の効率性	① 経費の削減、費用対効果 ② 施設機能、民間能力の活用状況	① 指定管理者制度を導入し、サービス内容に大幅な変更が生じた。「開館時間の拡大」、「管理スペースの増加」、「学校図書館支援」「システム入替」等があり、経費は増加したものの、指定管理者募集時に掲げた「既存の図書館の枠にとらわれず、市民のための新たな図書館づくり」は大きく前進した。 ② 土・日・祝日はもちろんのこと、平日も、多くの利用者でにぎわっている。また、図書館の魅力や多様性を示した実績は、民間事業者ならではのものと考える。 →図書館の魅力を引き出し、有効な施設活用が図られている。
--------	-----------------------------------	---

3 今後のスケジュール（案）

1月19日	教育委員会定例会	指定管理者制度の継続について決定
1月23日	最高経営会議	決定
2月9日	教育委員会定例会	導入方針の決定
2月15日	最高経営会議	決定
4月～5月	次期指定管理者募集	
6月	選定委員会	
9月	指定管理者選定	議会上程

4 指定管理者による主な運営状況

(1) 中央図書館リニューアルオープン

施設の改修に設計段階から民間事業者が持つノウハウ・アイデアを取り入れこれまでの図書館機能にとらわれない、より多くの市民の利用に供する施設を目指しておりました。

平成26年12月から平成27年9月まで、大規模改修工事を実施し、地下1階から地上4階まで全館を図書館として改修しました。

【フロア】

	改修前		改修後
4	プラネタリウム	→	キッズライブラリー
3	青少年相談センター		一般書架（資料系）、学習室
2	図書館（学習・資料系）		一般書架（生活系）
1	図書館（一般図書）		新聞・雑誌、カフェ・書店
B1	図書館（閉架書庫）		一般書架（文芸系）

【改修ポイント】

- ・館内 Wi-Fi 接続可、検索用 iPad 端末設置
- ・1階→4階直通エレベーター設置
- ・学習席増設（約60席→約100席、平成28年8月にさらに18席追加）
- ・2階：電源席設置
- ・1階：東側エントランス・館内中央階段・テラスを設置
- ・B1：中二階床を撤去し、一般書架とした（一部閉架書庫あり）

(2) リニューアルオープン当時の状況

◆利用者からの主なご意見

【中央】

- ・館内がきれいで居心地が良い、蔵書も多く満足
- ・21時まで開館されている図書館はあまりない
- ・年中無休がよい
- ・明るくて何時間いてもあきない
- ・授乳やおむつ替えスペースが充実していて助かります
- ・まだ小さい子供でも図書館に通いやすい、子供専用フロアになっていてまわりの目も気になりにくい
- ・新刊書の購入が少ないようで、新刊書はかなり待たないと借りられない
- ・座席数を増やしてほしい

【有馬】

- ・スタッフがていねいで、質問にきちんと答えてくれる
- ・とても静かで、貸出の人がとてもやさしくて、おもしろい本や、勉強になる本がいっぱいだから
- ・本を探しやすい、静かで気持ち良い
- ・19時までになって利用しやすくなった
- ・中央と比べると規模は小さいにも関わらず、書物が豊富。しかもセンスがよい本が選別されておいてある。本当にあな場。ただしょうがないけど閲覧スペースがかぎられているのが残念で、あとはパーフェクトです。あと子供だけではなく大人のイベントをもっと充実させていただきたいかも・・・。

(3) リニューアルオープンから1年

利用者からのご意見を受け、改善を重ねてまいりました。来館者数は、リニューアルオープン前と比較して約1.7倍に増加しました。また、図書の貸出業務にとどまらず、様々なイベントを実施し、多様なサービスを提供しています。

◆実施イベント

	平成27年度		平成28年度	
	イベント数	参加人数	イベント数	参加人数
中央	40回	1,651人	61回	5,126人
有馬	47回	1,160人	67回	1,016人

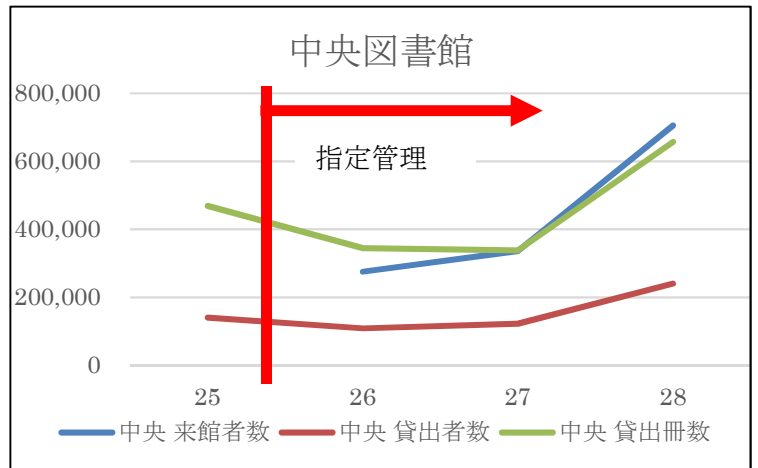
【資料1】中央・有馬 来館者数、貸出者数、貸出冊数

中央

	来館者数	貸出者数	貸出冊数
25		140,291	468,721
26	275,419	108,781	344,920
27	336,686	122,007	337,921
28	705,824	240,777	657,640

指定管理

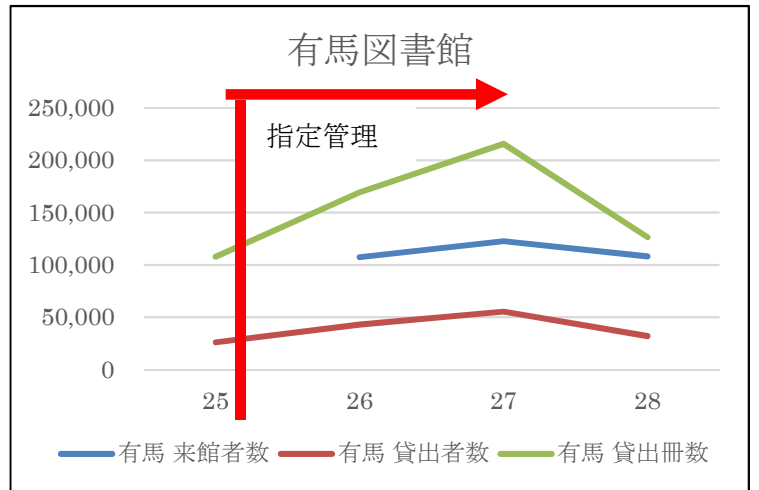
※平成26年12月～平成27年9月
大規模改修工事に伴い閉館



有馬

	来館者数	貸出者数	貸出冊数
25		26,037	107,784
26	107,456	42,978	169,396
27	122,727	55,463	215,621
28	108,148	31,930	126,674

指定管理



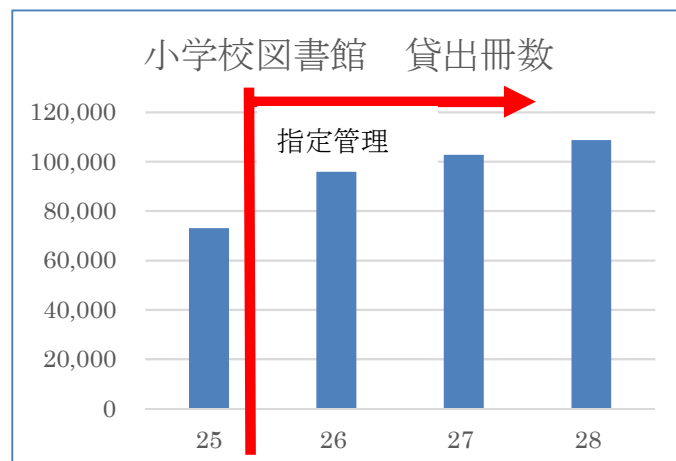
(4) 学校図書館支援の実施状況

- 環境整備 … 学校図書館充実事業
- 展示・広報活動 … 展示・図書だより・オリエンテーション
- 読書支援 … 読書相談・読み聞かせ ほか
- 授業支援・学習支援 … 資料収集・授業支援

【資料2】学校図書館貸出冊数

	貸出冊数
25	73,109
26	95,828
27	102,681
28	108,737

指定管理



	貸出冊数
25	865
26	3,493
27	7,584
28	8,999

指定管理

